

特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム
南房総 CCRC 事業研究会(フェーズⅡ)/会則案

(所属と名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム(以下 CNCP という)の事業化推進部門に所属し、その名称を「南房総 CCRC 事業研究会」とする。

(目的)

第2条 本会は、東京圏から地方へのひとの流れをつくり、地方創生に資するために、日本版 CCRC の施設整備・運営事業を南房総地域において実現することを目的とする。

(活動及び事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 国内外の既存 CCRC 事業及び構想の調査
- (2) 南房総地域における CCRC 構想のとりまとめ
- (2) 報告書の作成
- (3) その他前条の目的を達するための諸活動

(研究会の構成)

第4条 本会の構成は、総会、幹事会及び分科会から成るものとする。

総会は年一回会長が招集するものとし、幹事会は月一回程度会長が招集するものとする。

分科会は会長が定める特定の課題について適宜開催するものとする。

(会員)

第5条 本会の会員は CNCP 会員及びサポーターであり、前掲第2条の目的に賛同する者とし、別途細則に定める会費を CNCP に納入したものとする。

第5条の二 本会の会員は第4条に定める者の他、フェーズⅡにおいては一般企業、地方公共団体、NPO 法人の第2条に賛同するものとし、別途細則に定める会費を納入した者とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。役員は会員の互選により選出する。

- (1) 代表 1名
- (2) 幹事長 1名及び幹事 若干名

(任期)

第7条 役員の任期は一年とするが、継続・再任を妨げない。

(運営に関する費用と諸規定)

第8条 本研究会の運営に必要な費用は会員からの会費収入で賄うものとし、その会計処理は CNCP の諸規定に準じて行う。

なお、本会においては原稿料など適切な活動に伴う報酬を支払うことができる。

(会費)

第9条 本会の運営に必要な年会費は、別途細則に定める。

(成果の帰属およびその発表・利用)

第10条 本研究から生じた著作権等一切の成果は、本会に帰属するものとする。但し、以下に掲げるものはこの限りではない。

- (1) 本研究会開始時点において、既に自ら保有していたもの。
- (2) 本研究会開始時点において、既に公知であったもの。
- (3) 本研究会開始後、自らの責に帰すべからざる理由により公知となったもの。
- (4) 本研究会開始後、第三者から合法的に取得したもの。

第10条の二 本研究会から得られた成果については、本会の同意を得て発表および利用することができる。但し、研究期間中の成果の発表および利用については別途定める。

(議事録及び報告)

第11条 本会の議事について、議事録を作成すると共にその概要を別途月間報告書で CNCP 運営会議に報告するものとする。

(その他)

第12条 その他に必要な事項は別途定める。 本会則に記されていないことで疑義が生じた場合は、CNCP 運営会議に諮り解決するものとする。

■研究会細則

1. 研究期間：フェーズⅠは平成29年4月～平成30年3月とする。
フェーズⅡは、平成30年4月～平成31年3月とする。
2. 年会費：本研究に要する年会費は、フェーズⅠについては以下のとおりとする。
賛助会員（法人）10万円/1社、法人正会員3万円、
個人正会員およびサポーター1万円
フェーズⅡについては以下のとおりとする。
賛助会員（法人）10万円/1社、法人正会員3万円、個人正会員及びサポーター1万円
一般企業 30万円/社、NPO法人5万円、地方公共団体 無料
3. 研究会費の返還：一旦、納入した研究費はいかなる場合でも返還しない。

以上